平成23年度第1回秦野市都市計画審議会

次のとおり開催しました。

開催日時	平成23年5月30日(月)午前9時30分~午後0時00分
場所	秦野市役所本庁舎4階 議会第1会議室
出席委員	諸星 光、小菅基司、木村眞澄、◎杉本洋文、○関口俊郎
(◎会長)	和田 稔、古谷茂男、岸 司朗、髙橋捷治、酒向貴子
(○副会長)	浅羽吉里、髙橋滋樹、諸星富夫、西山利春
(敬称略)	1 4 名
	都市部長 和田良治
事務局等	まちづくり推進課長の石井健二
出席者	都市部まちづくり推進課課長補佐(都市計画担当) 町田 弘
	都市部まちづくり推進課主査 齊藤広和
議事	報告事項
	報告第1号 秦野市都市マスタープラン改定素案について
	次回以降付議予定案件の概要について

会議内容

【開会】

【会長あいさつ】

【議事】

報告事項

報告第1号 秦野市都市マスタープラン改定素案について 次回以降付議予定案件の概要について

【議事要旨】

課長補佐(都市計画担当)

議事に入りたいと存じますが、事前にお配りしました資料の確認をさせていただきます。

報告第1号「秦野市都市マスタープラン改定素案について」の1件で、秦野市都市マスタープラン改定素案、秦野市都市マスタープラン新旧対照表、都市マスタープラン改定の流れ、都市マスタープランの進ちょくでございます。そして本日机上に配布してございます次第、委員名簿になります。足りない資料はございませんでしょうか。

課長補佐(都市計画担当)

それでは、議事に移りたいと思いますので、ここからの進行は、杉本会長にお願いいたします。杉本会長よろしくお願いいたします。

会 長

それでは議事に入ります。次に、本日の傍聴につい てですが、傍聴人はおりますか。

課長補佐(都市計画担当)

傍聴人はおりません。

会 長

それでは、議事に移りますが、まず、最初に議事録 署名委員を指名させていただきます。名簿順でという ことでしたので、木村委員と髙橋捷治委員にお願いし ます。よろしくお願いします。

会 長

それでは、会議次第により、進めていきたいと思います。

報告第1号の「秦野市都市マスタープラン改定素案 改定について」を議題とします。改定素案を見ていた だくとお分かりになるように、ボリュームがあります ので、大きく二つに分けて行いたいと思います。途中 で質疑応答の時間を取りたいと思います。それでは、 事務局説明をお願いします。

ま ち づ く り 推 進 課 長 それでは、報告第1号秦野市都市マスタープランの 改定素案の内容について、まず、第1の序章から第4 の分野別都市づくりの方針について、ご説明致します。

はじめに、「都市マスタープランの概要」について説明いたします。なお、前回の都市計画審議会で説明しました、内容につきましては、説明を省略させていただきます。

概要説明のためスクリーンをご覧いただきたいと思います。又、概要説明ですが説明が少し長くなること、 着座により説明することをお許しいただきたいと思います。

都市マスタープラン改定の視点から説明します。今 回の都市マスタープランの改定にあたっては、都市計 画法の改正や、上位関連計画の改定に加え、土地利用 の変化等、少子高齢化の進行、人口減少等の社会情勢 が変化していることを踏まえるとともに、総合計画基 本構想との整合などの検討を行い、5つの視点で都市 マスタープランの改定を行っています。

視点1として、土地利用については、これまで右上がりで増加してきた秦野市の人口が、今後は減少に転じることを踏まえ、「無秩序な市街地の拡大を抑制」 していくこととしています。現在の市街地の規模を維 持しつつ、市内の4駅を中心に集積した都市機能を生かし、機能的で利便性の高い生活空間づくりを目指すことを改定の視点としています。また、人口減少が著しい集落地については、現在の集落の生活空間を維持していくことと、コミュニティの活性化を図ることを目指す視点で、改定を進めています。

視点2として、「景観まちづくり」については、秦野市ではこの10年間に、様々な動きがありました。 平成15年に「秦野市景観形成基本計画」を策定し、 平成16年の景観法の制定を受け、景観法に基づく「秦野市景観まちづくり条例」を平成17年に制定し、市民等との協働による景観まちづくりを推進しているところです。このような経過を踏まえ、都市マスタープランの中でも重点的に位置付けるものとして、素案に反映しています。

視点3として、本市においては、現在、新東名高速 道路の整備が進められ、また、秦野厚木道路は事業着 手に向けて調整が進められています。

一方、都市計画道路については、未整備となってい る箇所もあります。

このような状況を踏まえ、広域的な交通の要衝としてのインターチェンジの活用や、それに伴う産業の活性化を図ること、長期に渡って未着手な路線の整備の必要性などを見直すことを視点にもって、今回の改定を進めています。

視点4として、都市においては、大量の資源・エネルギーが消費されており、環境に大きな負荷をかけています。環境との共生を図るため、自動車交通への過度な依存を抑え、CO2の削減を図ることや、高齢社会に対応するよう公共交通網を確保することを視点にもって、今回の改定を進めています。

視点5として、水無川をはじめとする河川や湧水、 丹沢の山々のみどりは、本市の貴重な資源であり、適 正な維持管理が求められます。市街地の公園・緑地についても市民のやすらぎの場として、適正な配置、管理が必要であり、市街地を取り巻く里地里山についても保全・再生が必要です。このようなことから、緑地等を維持・活用する視点をもって、今回の改定を進めています。

本計画の目標年次は平成32年で、概ね10年後の都市の将来の姿を都市マスタープランに定めます。ただし、関連する諸計画が見直しされたり、社会情勢の変化や地域の実態等を踏まえ、必要な場合にはプランをニーズに合わせて見直すこともあります。

都市マスタープランの構成は、市全体のまちづくりの目標や方針を示す「全体構想」と、地区のまちづくりの目標や方針を示す「地区別構想」に分かれています。また、これらの構想を実現化するための方策を示します。

都市マスタープランの改定にあたっては、「市民意識調査」をはじめ、「ボイス・オブはだの市民会議」による「市民計画案」や地域住民が主体となって策定した「地域まちづくり計画案」に示された目標など、これらを都市計画の視点で整理し、市民意見を反映しています。さらに、秦野市の施策状況などを総合的に検討するとともに、「都市マスタープラン改定検討委員会」においてご検討頂き、作成した改定素案の地区別説明会を開催しました。改定検討委員会は学識経験者、地区まちづくり委員会の方、市民の方、各界の方など、計18人で構成されています。

秦野市の概況についての説明です。本市の都市づくりの現状についてみると、大きく5つの課題が挙げられています。

1つ目の「自然環境の保全と環境負荷の少ないまちづくりに向けた課題」ですが、

○水無川をはじめとする河川や湧水、丹沢の山々のみ

どりなどの自然環境を、適正に維持管理していくこと 〇環境との共生を図るため公共交通網を充実し、自動 車交通への過度な依存を抑制すること、また、高齢社 会における移動性の確保を図ること

○市民との協働による里地里山の保全・再生や水源の 森林づくりなどの取り組みを行うこと などの課題があります。

2つ目の「安心して暮らせるまちづくりに向けた課題」では、

- ○水害、震災、火災等の災害に対して都市の安全性を 向上させる防災都市づくりを行うこと
- ○高齢者、障害者、幼児等を含め、すべての人々が分け隔てなく普通に生活できるまちづくりを進めることなどの課題があります。

3つ目の「社会情勢の変化、地域特性に応じたまちづくりに向けた課題」では、

- ○それぞれの地域のもつ固有の歴史や文化などの地域 特性を生かした活力のあるまちづくりを進めること
- ○人口減少が顕著な市街化調整区域の集落地において、 地域コミュニティを維持していくこと
- ○今後の新たな計画や社会情勢の変化等に、的確に対 処していく必要があること

などの課題があります。

4つ目の「広域的計画を踏まえたまちづくりに向けた課題」では、

○新東名高速道路・厚木秦野道路の新たなインターチェンジの開設に伴い、広域的な交通の要衝の役割を担 うインターチェンジを活用した、産業の活性化を図る こと

などの課題があります。

5つ目の「景観に配慮したまちづくりに向けた課題」では、

○都市化や宅地化の進行により、薄れつつある「秦野

らしい景観」を維持するため、景観法を活用し、市民・ 事業者・行政の協働による景観まちづくりを推進して いくこと

○自然景観、盆地の地形的特性、地域の景観資源を活かしたまちづくりを進めるため、地域景観拠点の登録と保全活用を図り、市民に身近な生活美観を促進していくこと

などの課題があります。

ここからは、都市マスタープラン改定素案の全体構想についての説明です。はじめに「将来都市像」についてです。

都市像は、「秦野市新総合計画」で、「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」《丹沢の水と緑にはぐくまれ人が輝き躍動する交流都市》と定めており、本都市マスタープランではこれを受けています。

「都市づくりの目標」は「丹沢の山々に育まれゆとりと活力のあるまち」と定めています。この目標を達成するための「都市づくりの基本的な方向」は都市づくりの課題、本都市マスタープランの改定の視点を受けて、

- 水とみどりと心豊かなまちをつくる
- ・安全で安心して快適に暮らせるまちをつくる
- ・社会情勢の変化に対応し、個性と活力のあるまちをつくる
- ・景観に配慮されたまちをつくる と定めています。

また、この目標を実現していくため、市民・事業者・ 市による「協働のまちづくり」を進めます。

将来都市構造は、主要な都市機能や骨格となる交通網、土地利用等の基本的な方向付けを行い、分野別のまちづくりの方針や地区別のまちづくりの方針で示す内容の基礎となるものです。

拠点については、小田急線4駅周辺を「都市拠点」

として位置付けています。県立秦野戸川公園や弘法山 公園は、「自然とのふれあい拠点」として位置付けてい ます。秦野中央運動公園やおおね公園は、「スポーツ・ 文化・レクリエーション拠点」として位置付けていま す。

土地利用については、「住居系土地利用」「商業・業務系土地利用」「工業系土地利用」「農業系土地利用」 「緑地ゾーン」の5つに大別し、適切な配置をすることにより、調和のとれたまちづくりを目指します。

都市軸については、市内の拠点やさまざまな都市機能を結びつける、都市における多様な交流の骨格として位置付けます。具体的には、

- ・東京や名古屋方面との都市間を連携する「広域交流軸」
- ・周辺市町間と連携する「都市間交流軸」
- ・地区内外の交流の主軸となる「都市内交流軸」
- ・水無川及びその周辺は、自然環境とのふれあいや 良好な交通環境を創出する「水とみどりのふれあい 軸」

として位置付けます。なお、今回の改定では主に、水 無川及びその周辺の自然環境の水とみどりのふれあ い軸」の位置付けや、「既存の住宅地の維持」や「無 秩序な市街地の拡大の抑制」の方向性を新たに加えて います。

次に「分野別都市づくりの方針」について説明します。

「土地利用の方針」ですが、「地域特性に応じた土地利用」は、現在の土地利用を基本とし、地域特性に応じた土地利用方針を定め、適正な誘導と制度等の活用により、良好な市街地環境の実現を目指します。小田急線4駅周辺は、市民の安全性や周辺環境に配慮しつつ土地の有効利用等を目指します。高規格幹線道路の整備など新たな外部環境の変化を予想

し、地域特性に配慮した土地利用を目指します。

「環境に配慮した土地利用」は、市街地の周囲の農地や山林及び市街地内の河川、農地、林地等の保全並びに公共施設等の緑地の保全、緑化等を図ります。

次に、土地利用についてですが、「都市的土地利用の方針」は、市街地内の良好な住環境と利便性の高い商業環境の確保及び工業の適正配置を図り、地域特性を生かした秩序ある土地利用を推進します。

市街地内の水辺、樹林地等は、貴重な自然環境として保全・活用に努めます。また、生産緑地については、 農地としての生産機能や、都市の貴重なみどりのオー プンスペースとして保全を図り、良好な都市環境の形成に努めます。

秦野サービスエリア(仮称)の周辺部の環境に配慮 した産業系土地利用の誘導に努めます。

「自然的土地利用」について、市街地周辺部の農地 は食糧供給機能やみどり豊かな景観を形成する要素 として、生産環境の向上及び保全に努めます。また、 地域資源を活かした観光農業等の促進や体験型農業 の拡充など、交流型農業の推進に努めます。

集落は、周辺環境と調和した住環境を維持することや、人口減少地域におけるコミュニティの活性化を図るための制度の拡充・創設を目指します。

水源地域の森林については、水源かん養などの森持つ公益的機能の由比持向上を図るため、県と連携し、保全します。これらの方針を図に表したものが、土地利用方針図となります。

今回の改定においては、新東名自動車道の秦野サービスエリア (仮称) 周辺部の「産業系土地利用検 計ゾーン」を追加しています。

次に「交通体系形成の方針」ですが「将来に向けた体系的な道路網の形成」については、交通需要に対応した道路網の整備を目指します。

秦野サービスエリア(仮称)へのスマートインター チェンジ設置の具体化の調整と、周辺道路網につい て検討します。

「公共交通の利便性向上」は、鉄道やバス等の公共 交通が安全で快適に利用ができる機能的・効率的な 交通輸送体制の確立に努めます。また、乗り合いタ クシーなどの新たな公共交通の導入を目指します。

「交通需要マネジメントの推進」は、渋滞の解消や CO2の削減等の環境負荷の軽減を目指した、交通施 策を継続します。

「歩行者に優しい道路の整備」は、「歩行者等と自動車が、ともに安全で快適に通行できるような道路」の整備を目指します。具体的には、「バリアフリーに配慮した歩道の設置」、「歩道の景観への配慮及び市民協働による管理」、「水無川沿いの快適な歩行空間の確保」などを図ります。

「都市計画道路の見直し」は交通需要等に応じ、配置、幅員等を見直します。

これらの方針を図に表したものが、交通体系形成の方針図となります。

次に「自然環境と公園・緑地等の保全及び整備の 方針」ですが、「自然環境の保全・再生」は、本市の 豊かな自然環境を多様な生物の生息環境として、ま た、市民に潤いを与えるものとして、市民等との協 働により保全・再生します。 具体的には、市街地周 辺に広がる豊かなみどりの市民との協働による保全 と適正な維持管理や、河川や湧水等の浄化活動など に取り組んでいきます。

また、市街地を取り巻く里地里山は滞在型のグリーンツーリズムやレクリエーションの場、林業体験等自然を舞台にしたふれあいや生きがいの場としての活用を図ります。

「公園・緑地の保全・活用」は、自然体験、スポー

ツ・レクリエーション活動、住宅地の中の身近なオープンスペースの創出等、その役割や目的に応じた公園の整備を促進します。具体的には、弘法山公園、県立秦野戸川公園、秦野中央運動公園、おおね公園等の拠点となる公園の維持・整備の推進、子どもたちが身近で気軽に遊ぶことのできる公園や誰もが利用できるバリアフリーに配慮された公園があるまちを目指します。

「水とみどりのふれあい軸の形成」は、水無川を中心とした緑地・公園の一体化や連携に配慮し、つながりのある水とみどりのふれあい軸を形成します。

これらの方針を図に表したものが、水とみどりの 方針図となります。

今回の改定においては、新たに、水無川とその周辺を「水とみどりのふれあい軸」と位置付けています。

次に「安全・快適に暮らせるまちづくりの方針」ですが、「福祉のまちづくり」では、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、公共交通ネットワークの充実、などにより「誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」を推進します。

「災害に強いまちづくり」では、「震災や水害等の 自然災害に強い都市基盤づくり」を進めるとともに、 「公共建築物を中心とした防災対策」や「治水対策」 などにより、「安心して暮らせるまちづくり」を推進 します。

「良好な住環境の形成」では、地球環境と調和した 都市を創造するため、「CO2の削減による地球温暖 化の抑制」や「循環型社会の形成」などを目指しま す。また、住宅と工場が混在する地域や新東名高速 道路・厚木秦野道路等の開通にともなう公害発生の 抑制・防止、下水道等の整備拡充などを目指します。

景観まちづくりは、「景観形成基本計画」との整合

を図って、本都市マスタープランを見直しています。 景観まちづくりの目標は、

- ○自然豊かな丹沢の山並み、みどり、水辺を生かし た景観まちづくり
- ○秦野の風土が培ってきた歴史・文化を暮らしの中 に生かす景観まちづくり
- ○周辺環境に配慮した景観まちづくり
- ○市民一人ひとりが進める景観まちづくりを掲げています。

これらの目標を踏まえ、基本方針を次のように定めています。

「山並み景観」は、富士山や丹沢山系など盆地を形成する山並みへの眺望を保全するとともに、展望地点の確保に努めていきます。また、四季の変化を感じられる山並みを保全していきます。

「里山・田園景観」は、盆地を縁取る里山の雑木林 や谷戸田を守り育くみ、四季の香りの漂う農地や集 落の景観を保全していきます。

「水辺景観」は、親しみの持てる河川、湧水、湖の水辺空間を創出するとともに、水辺の生態系を保全していきます。また、豊かで清らかな河川や地下水を保全していきます。

「歴史・文化の景観」は、史跡や古道を生かした歴 史を感じる景観まちづくりを推進していきます。ま た、生活の中から培われた歴史的な建物を活かして いくとともに地域に伝わる伝統行事などを次世代に 伝承していきます。

「街の景観」は、住宅地、商店街、工業地など、それぞれの街の特性に応じた景観まちづくりを推進します。具体的には、「潤いとやすらぎのある住宅地の景観まちづくり」、「にぎわいのある生き生きとした商店街の景観まちづくり」、「快適で親しみのある道路空間」、「4駅周辺の特長を活かした景観まちづくり」

などを定めています。

以上で第4分野別都市づくりの方針までの説明を 終わります。

会 長

何か質問はありませんか。

髙橋滋樹委員

交通体系形成の方針のところですが、今後は自家 用車に頼らないということですが、市内では最近自 転車が多いですよね。私も秦野市の小学校に通って おり南地区でしたけれども、本町地区では自転車に 乗っちゃいけないという方針で、道が狭くて危ない からだと思いますけれども、法律上、自転車は車両 ということになりますので、自転車道の整備につい ての表現を盛り込んでいただければと考えています。

最近は関東一円から秦野を目指して自転車で来る 方が多いので、そういったところを整備できれば素 晴らしいなと思います。

会 長

事務局いかがでしょうか。

都 市 部 長

TDM施策のことかと思われます。秦野市では平成17年から、交通スリム化計画というのを推進してきております。17の施策ということで、この中にはパークアンドバスライド、サイクルアンドライドといった自転車への転換といったことを行ってきております。

施策の中で画期的なものは小学生に対するTDM ら教育でございます。公共交通の利用への転換といったものを教育の場を利用して行ってきている。その児童が中学生になった時にTDMの考え方がどのように身に付いているのかフォローしております。お答えから少し外れてしまうかもしれませんが、施策を進めていきたいと考えております。市内では都市計画道路堀西羽根線、こちらの方でサイクルゾー

ンという自転車通行帯というものも一部で行ってきております。これが広がっていき水無川から駅までの自転車道のネットワークにつながっていけばと考えております。以上でございます。

会 長

今、秦野では放置自転車の問題はありませんか。

都市部長

全く無いというわけではございません。小田急線の市内4駅に自転車駐輪の禁止区域を設けて、放置自転車の撤去を行っておりますので、駅前は放置自転車だらけで困っている状態ではありません。

会 長

他にいかがでしょうか。

西山委員

都市マスタープランの改定検討委員会で言うべき ことなのでしょうけれども、残念ながら都市計画審 議会の委員でしか参加できないので、述べさせてい ただきます。部分的に逸脱した意見もございますが、 お許しを頂ければと思います。

3点ほどご指摘をしたいと考えております。最近、30年ぶりにアメリカから帰国した私の友人で、その方はくずは台団地に住んでいますが、その彼が言うには「最近の秦野は蜘蛛の巣だらけだね」と言うので、どういう意味なのかと聞いてみました。それは、四つ角からずっと上がっていくと電柱の上に架線が20本ぐらいあって、この議会第1会議室から見る景観は素晴らしいのだけれども、中心街から見る景観は市街化が進むにつれて架線が増えて、彼が言った蜘蛛の巣と言ったことが印象に残っています。

かねがね私も仕事柄、地中埋設や共同溝を作るべきだと主張しており、震災の被災地には5回ほど行きましたが、もしここで地震が起きた時に津波はともかく地震で電線やトランス(変圧器)が落下した

りすると相当な人的被害が出るのではと懸念しております。

私は厚木市の都市マスタープランに関わっているので、どこの都市のマスタープランも言葉は悪いのですが、まるで金太郎飴のように耳当たりのいい言葉が並んでおり、例えば、暮らし良い街づくりとは秦野の特有の暮らしとは何なのかということが、何らかの形でもう少し個性的に語られてもいいのではと思います。単に自然だとか水とか緑は、秦野市と郊外都市では同じようにあるもので、秦野市としてはそれらをどう扱うのかということが、ポイントとして語られていない。

秦野特有の文化だとか商家、蔵といった秦野市の歴史を形成してきた伝統的な建物をどのように保存していくのか、私は毎日このことを気にしてきまずが、私は、秦野で生まれ、秦野に住み、見てきましたけれども、そういう方向付けや運動が見えない。本町通りを例に言いますと、大正時代に建てられたバロック式の五十嵐商店や山田瀬戸物店とかられたバロック式の五十嵐商店や山田瀬戸物店とかいたバロック式の五十嵐商店や山田瀬戸物店とかられたバロック式の五十嵐商店や山田瀬戸物店とかられたバロック式の方に思われます。後記されてボイス・オブはだの市民会議の空間化として活性化できないのかと常に思っております。それでボイス・オブはだの市民会議のでいるように思われます。絶えず同じようなメンバーが、私はこれをリフレインだと思います。

今回のマスタープランも 10 年前のものから見て今回のものは何かを抜本的に何かを変えるような躍動的な表現があるかと探してみましたが、残念ながら見出せません。

苦言を呈して申し訳ございませんが、もう少し具体的な指針みたいなものがないと、漠然とした目的では暮らし良いまちづくりとか緑の多いなど、もと

もと緑は多いわけですから、だからそれをどう活用 してこれからの文化都市づくりに活かすのか。

それから交流都市の位置づけが分かりません。交流都市とは状況を言うのではなくて、あくまでも都市の中で交流が起こるということを言っているのであって、目標としての言葉では、秦野らしい文化都市など修飾語をきちんと定義づけた上で文化都市という終結した方が分かりやすいと思います。交流都市とはなんとなく漠然としているのだけれども、マスタープランにはふさわしい造語のような気がします。

マスタープラン全体が、これを作るのにどれくらい時間とお金をかけたのか分かりませんが、厚木市の都市マスタープランとほとんど何ら変わらないという風に感じます。

二番目にはまちのエネルギーというのは経済活動、 商業そして工業からの経済効果からもたらしている ものだと思いますが、現実には秦野市の卸売業の売 り上げ率が低い、厚木や伊勢原と比べても半分ぐらい、 こういうところをエネルギーの活性源として、税制な りやそういう人たちを呼び込むような助成をしなく てはいけない。これは日本だけでなく世界各地で国の 経済活性化するためのことをやっているわけであり ますけれども、そういったものが言葉だけが流れてい て、具体的な言葉がない。この中には市議会議員の方 もおりますが、是非、市会議員の方たちに日常的な課 題としてもっともっと助成策を考え欲しい。市長選も 無風だったし、再三苦言を呈していて申し訳ございま せんが、議会の方も議事録を見ていてもマンネリ化し ているような気がしています。それがマスタープラン 自体に出ているのではないか。一人の市民として危機 感を抱いております。工業助成率伊勢原は 75%、厚 木は市街が広いのに 90%、そういったものがマスタ

ープランに記述されていないのはいかがかと思いま す。具体的な数字と言えば人口16万9千で私は個人 的には17万を目指す必要はないという意見で、むし ろ 15 万でコンパクトシティを目指すべきだと思いま すが、少子高齢化のモデルの都市として緑豊かなまち を作るといった核をなぜ市議会の中で謳えないのか、 深い意味での遠くを目指した 50 年・100 年秦野市の 未来を見通した計画を立てないのであれば 10 年ごと に同じような言葉で 10%か 20%進ちょくさせてもあ まり意味はないのではないか。事業計画や市の計画に ついて、これからは市の運営が10年、30年後には財 政的に厳しくなってきますが、昨年より3から5%の コストダウンでいいやと言っているよう本質は変わ らない。30%のコストダウンをするからこそ、抜本的 な見直しをすることを迫られて、そこでアイディアが 湧き、新しい施策ができ、新しい仕組みがそれに伴っ てできるようになる。そのような点からするとそうい う核がこのマスタープランから残念ながら見えない。 秦野市の持っているポテンシャル、工業、商業そして 恵まれた自然風土、そして豊かな水、被災すれば清水 や湧水があるし、そういったものをどのように役立 てるのか。万が一の時に備えた防災についても備蓄 倉庫とかだけが書いてあるだけで、あれだけの大震 災がありながら防災についても見直しをする時間を 取ってやるべきではないかなと思います。他市から も丹沢の水を求めて秦野に来たりしているので、水 の源として恵まれている環境にあるわけですから。 わたしも自分の家に井戸を掘ろうと考えているわけ で、古びた井戸も活性化すれば使えるようになるわ けだし、水力も丹沢流域の川もあるし、そういうも のを小水力発電でやるといった具体的な提案みたい なものがほとんど盛り込まれていない。長きにわた る改定の流れの中でどういう人たちが関わったのか。

同じような顔ぶれで同じようなことをやっていった のでは何も変わらないのではないか。商店街の人と 議員と有識者だけでなく、もっともっと消費者や地 域に住んでいる人たちがなぜ入っていないのか。な ぜ厚木や海老名に買い物に行ってしまうのか。この 秦野市の中心街でも見直しをして、将来のビジョン を建てれば、素晴らしいアイディアが出るのではな いか。少子化の中で髙橋滋樹委員がおっしゃってい た周辺まで公共交通で来て、自転車などを使うまさ にその通りで、週末に丹沢に訪れる人たちも、歩い て街並みを散策できて周辺に自転車とパークアンド ライドですか、その言葉が我々の生活の中でどれだ け浸透しているのか、まだまだだと思うんですよ。 それをもう少し具体的にシミュレーションをどこか でやる、この計画の中で5年以内にやって次の10年 のステップに向かってきちんと位置付ける、そうい ったことが必要なのではないか、これを欧米ではコ ンパクトシティといっていますので、少子高齢化の 中で、資源は少なくなるけど、それは貧しいことで はなくて、みんなが助け合って、ネットワーク化し て、省エネルギーを進めてこれは大震災が我々に送 ったメッセージだと思いますが、そういったことを 感じ取ったプランが、これから10年を目指したプラ ンあるならば、もっとも必要ではないかと思います。 それからもうひとつ街の中に椅子とか何かを私は まちづくりという点で三島市を真似することが有益 だと思いますが、伝統の空間化もされておりますし、 商店街が無電柱化して店の前に椅子が30メートルぐ らい並んで置いてあります。その椅子も座りやすい 椅子で、客と商店の人とが血の通ったコミュニケー ションが取れている、私はよく三島市に行きますの で、そのことを感じます。なぜ秦野市でそれが出来 ないのかと言うと、商店が元気で、道を歩く人が、

そこで買い物をすることで、もたらせることだと思 います。商業ゾーンの賑わいだとかアミューズメン トをこのマスタープランでも言われておりますが、 アミューズメントは、今の秦野市では見出すことが できません。それから賑わいというのも程遠い概念 だと思いますが、なぜそのような言葉を位置付ける かがよく分かりません。私の認識が当たっていると すれば、賑わいから遠ざかっているまちではないか。 だとすれば賑わいだけは決して商業的な活性化では なくてお祭りや行事とか助け合いとか、私は金太郎 の会という近くの他人こそ助け合うべきで、近くの 他人が朗らかになるということで住んでいる曽屋地 区で発足して、交流などをして炊き出しの拠点をつ くろうかなと計画していますが、そのような具体的 な政策像を打ち出して、それについて市がどのよう に関わるのか、いっぺんにそのようなことは出来な いので、モデルケースを作って体験させて、そうい うことをまちに発信していくようなことをやること が、地域の言われている暮らし良い、まさに暮らし 良いの原点を一つの例ですが、全国津々浦々みんな 暮らし良いのですから、概念的には漠然とみんな分 かっているので、これだけの大震災、これから非常 に東海地震が起こることが懸念されているわけで、 これに基本的に対峙するのではなくて、被害を少な くすることが必要ではないかと思います。

話は変わりますが、僕の家の緊急地震速報のスピーカーがほとんど聞こえません。そしてその口調が「みな~さん、きょ~うは、」という感じで、東北の被災地は「みなさん!今日は早く逃げて下さいっ!」という口調でした。しかも私の自宅ではそのスピーカーが聞こえないので緊急の時に秦野市の人に聞いたら携帯では分かるというが、現実に被災地では携帯は使えなかったのですから、その時には緊急の自

家発電を使えるようにして少なくとも秦野市の市街 地、人々が多く住んでいる密集度がある地域には、 秦野市の市長の考えをすぐに伝えることのできるよ うな最低限のスピーカーを設置していただきたい。 設置するのにそんなにお金もかかるとは思えないの で、そのようなことも盛り込まれていないことにつ いて、これだけのメンバーを集めてそこに関わって いる人たちが、助け合いのアイディアを出し合って いるのかということに疑いを抱かざるを得ない。市 民としてこのまちづくりに愛情を持って、将来を憂 いているので、そういうことをもう1回、検討して もらいたい。それについて関わるのが都市計画審議 会委員の役割だと見直してきましたので、どの部分 でどうだとセグメントされるようなことも言ったか もしれませんが、都市計画を司っているひとつひと つの要素だし被災地に行って思うのは助け合い、人 間の命のつながりですよね、そこの人たちが仮設住 宅なんかいらないと言っていますね、実際の入居率 も 40%と聞いております。

都 市 部 長

貴重なご意見ありがとうございます。電線の地中 化から景観の問題、基本法、数値目標、防災、井戸、 賑わいの拠点等ありました。その一つ一つにお答え するのは時間の都合もございますので、基本的なこ とだけ申しあげたいと思います。まず都市マスター プランというのは総合計画の基本構想に基づいてき めるという形になっております。総合計画につきま しては基本構想そしてその下にある基本計画、ここと にそれを具体化した実施計画という構成になってお ります。当然、この都市マスタープランの具体性に 乏しいというご指摘だと思いますが、この実施計画 等を受けまして総合計画の中では財政推計と言った ことをやっております。そして総合計画の中で実施 の優先順位というものもあろうかと思います。今回 の災害等により優先しなくてはならないもの、少し 時間がかかってもやらなくてはいけないものが出て くるかと思います。具体性に欠けるといったご指摘 については地区説明会でもご指摘を受けているところであります。ただ、一つだけ申しあげさせていただきたいものは、井戸を掘られるということでございますが、これは秦野市の環境保全条例で地下水の保全ということで井戸の掘削は原則禁止ということになっておりますので、これだけご理解をいただきたいと思います。後につきましては貴重なご意見として今後の参考にさせていただきたいと存じます。

髙橋捷治委員

私は渋沢丘陵で仲間と一緒に山百合を増やそうということを5年計画でやっているのですが、渋沢丘陵にはよく行くので、土地利用の計画の中で渋沢丘陵について扱いがあいまいですね、里山であり、研究機関を誘致し、道路をつくるとか非常に曖昧になっている。色々な活用をされるのは結構ですが、時期的に一番重要で言わざるを得ないのは渋沢の活断層に引っかかっていると聞いております。神奈川県では10指に入るぐらいの活断層らしいですが、渋沢丘陵が環境保全なのか開発なのか、道路計画なのか、すべてにいい場所になっている改定素案にさっと目を通した時に曖昧だなと感じました。特に研究開発施設をつくるようですが、具体的には何ができるのでしょうか。

会 長

事務局いかがでしょうか。

課長補佐(都市計画担当)

髙橋捷治委員のご指摘のお話ですが、渋沢丘陵については様々な位置づけがありますが、研究開発型の土地利用を位置付けている。このことがどういう

考え方に基づいているのかとご質問かと思いますが、 厚木秦野道路を都市計画決定する当時の話ですが、 ブレインヒル柿の木原構想というものがございまし た。このブレインヒル柿の木原構想は、クラスター 型の開発といいまして、敷地全部を工業系の研究開 発型の施設にするのではなく、地形を十分に尊重し、 森林を残しつつ、進出される企業等にも緑の保全を 約束していただきながら、秦野市の産業の発展につ ないでいく、そういう考えのもとにできた構想です。 あそこは活断層がある場所ではないのですか。

髙橋捷治委員

諸星光委員

活断層は渋沢中学校の少し北側ですね。渋沢丘陵ではないです。今、渋沢丘陵に日本バイオアッセ研究センターがあって、それと同じようなものを誘致しようと考えているのですよね。

会 長

道路は総合計画で位置付けられているのですよね。

都 市 部 長

都市計画決定をしておりますし、総合計画にも位置付けられております。ただ、246 バイパス又は厚木秦野道路という言い方をしております。その道路の施行命令が出ておりますのが、秦野市内では新東名と国道 246 との接続部分だけで、その他につきましても毎年、毎年 40 数回要望しておりますが、現時点では目途が立っていない状況でございます。

会 長

他にいかがですか。

酒 向 委 員

自然環境と景観形成のところについてでございますが、この改定素案でも自然環境について多く触れられておりますが、今回水とみどりのふれあい軸ということがありますが、市民との触れ合いとか身近な自然を感じるのみならず動植物の保護や緑のかん

養として重要だと思いますので、そうした考えをも う少し方針に盛り込まれていただければと思います。 自然環境、里地里山は市民が自然や文化、交流を促 進する滞在型のグリーンツーリズムが行われ、何よ りも農業が地道に行われるようなまちづくりにして いただければと思います。後、景観についてですが、 今回の景観形成の方針につきまして丹沢の山並みと いう表現になっておりますが、国を代表する国定公 園に指定されている場所ですので、是非、秦野市役 所として国定公園を保護する、保全するような意志 と言いますか忘れないようにまもっていただければ と思います。

会 長

いかがですか。

都 市 部 長

貴重なご意見として参考にさせていただきます。

岸 委 員

この改定素案ができたのは3月11日の前だと思いますが、3月11日の前と後では相当違ってくると思いますよね。先ほどの説明の中に社会情勢に対応するといった言葉がありました。やはりこれは県との整合性を考えた場合、今の県知事は太陽光発電のパネル普及について述べておりましたが、電力不足の対応としてすべての屋根にパネルを取り付けるということですが、景観にも影響を及ぼすと思いますが、その点について市の考えについてお聞きしたいと思います。

都 市 部 長

新知事がソーラー発電ということで、それを全戸に普及させたい、そのことによってピーク時の電力消費が抑えられる。確かにその通りだとは思いますが、秦野市におきましてもソーラーについての補助金についても検討しているところでございます。これは私の個人的な意見でございますが、ソーラーというのは

消費電力を抑えるものとして有効なものとは思いま すが、耐用年数というものがございます。大体 25 年 程度でございます。それと住宅の耐用年数というもの もございます。ソーラーパネルを全戸にという話にな りますと、既存の住宅の屋根に設置するということに なります。となりますと、建物の耐用年数とソーラー パネルの耐用年数においてもずれが生じることにな ります。環境面を考えると太陽光パネルを作るとCO ₉が排出されます。また、これを廃棄する時もCO₉ が排出されます。われわれは毎年神奈川県に太陽光パ ネルの廃棄について家電リサイクルの品目に追加す ることも要望しております。また、建築リサイクルの 方でも建築物その他の工作物においても考えていか なくてはいけないと考えております。私は常々思って おりますが、太陽光発電は大変有用ですが、太陽が出 ているときだけではなく、これとセットで行う蓄電シ ステムの普及開発も重要だと個人的に思っておりま

会 長

3.11 の前と後では社会情勢も変わったのでしょうから、その辺を見直したらどうかということですが、その辺はいかがでしょうか。

課長補佐(都市計画担当)

震災につきましては上位計画である地域防災計画があります。これは東海地震、神奈川西部地震、南関東地震を想定して作っていると聞いております。 先ほどご指摘がありましたように東日本大震災が想定外ということでしたので、防災の担当課においても地域防災計画の見直しの準備を進めていると聞いております。この都市マスタープラン改定素案につきましても地域防災計画の見直しの方向等を踏まえていく必要があると考えております。

浅 羽 委 員

何点かありますが、今話題になりました、3.11後についてですが、地域防災計画の見直し後に合わせて行っていくということでございますが、それも分かりますが、その辺を先取りした中で実質的なものは入れられたらどうかという風に思っておりますので、地域防災計画に合わせてやるという方向付けだけでも中に入れていかなくてはいけないと思います。

各行政計画との整合が取れなくなってしまいますし、行政としてはつらいところではございますが、地域防災計画に合わせてとなりますと、改定の時期が合わなくなってしまいますので、その辺は柔軟に対応していただければと考えてもよろしいかと思います。行政から行政にいいづらいのですが。後、もう少し具体性をもって、例示をもって書く。これも行政としては約束みたいになって大変だと思いますが、例示を増やして表現をしていただければよいかと思います。何をいっまでにやらなければいけないのか、ということを全般的に表現に工夫をしたらよいかと思います。

後、まちづくりの中で人口減少ということで無秩序な市街地の拡大をしないということがうたわれていますが、一方では県立戸川公園付近で産業系の立地ということもあります。その根拠づけを明確にしておかないと、先ほど環境に配慮した渋沢丘陵についてお話がありましたが、これは総合計画の基本構想があるからこのように記述したということですが、では、工業系の土地利用は拡大していこうとするのかどうするのか、分かりませんが、新東名のスマートインターチェンジとの書き方の中で工業地域の拡大が必要だから新東名を活かしておこなうのか、表現についてもう少し工夫が必要かなと思います。やはり秦野市全体として工業地域の活性化したいというのがあって、例えば既存の高速道路網をより活かすという発想がある、その辺の順番を取り違えないように、関係機関ともよ

く調整していただければと思います。先ほど太陽光パネルについてお話がありましたが新エネルギーに関しましては、注目度がありますし、全国的な流れでもありますから、太陽光パネルということに限定しますと、リサイクルの問題と言った色々な懸念材料もありますので、新エネルギーに着目した中で書いていただければいいかなと思います。それから冒頭会長から今回の大震災でも地域コミュニティの重要性についてお話がありましたが、この中で安全・安心のまちづくりの中でコミュニティについても若干盛り込まれていますが、震災対策だとかそういったものを踏まえた中で自助共助でありませんが、もう少し中身を充実させて書き込みをした方がよいと思います。

具体的なものについては下の方の計画の中で盛り込んでいけばいいのであって、接着剤となるような表現にすれば行政計画としてのつながりが明確になると思います。

会長

ありがとうございました。それから私は平塚市の 都市マスタープランに関わっておりましたが、総合 計画の書いていることをマスタープランの短い期間 に実現させることなので、より具体的に絞って書く ようにしました。一般の方にも読みやすいような構 成にしたので、一度目を通していただければと思い ますけれども、それと比べると秦野市の総合計画で はあれだけ踏み込んで書いているにもかかわらず、 都市マスタープランは非常につまらないなという合 計画と同じような表現になっていると思います。も う少し改定検討委員会の方にも頑張っていただきた いとお願いしたいと思います。これからやると大変 ですけれども、その辺のご配慮をいただきたいのと、 3.11 以後は方向性が変わってきているので、今後検 討するので構わないのですが、これからまとめるのであれば考えを表明するのがいいのかなと思います。すごく細かいことを言うと、里地・里山に里川を入れて下さい。というのは秦野市が里川というのを率先して表明しているにもかかわらず、里川という言葉がないのを読むと悲しくなります。

都市部長

里川につきましては我々も承知しておりまして、 地区別には入っておりますけれども分野別には入っ ておりませんでした。

会 長

他にございませんか。

古谷委員

先ほど緑豊かということで、いいことだと思いま すが具体的には観光を含めてやりにあたって、農業 や景観という面で動物との棲み分けがうまくいかな いもので、ネットなどを設置していかないと大変見 苦しいのですが、農業がやっていけないものですか ら、それに対する課題について対応していかないと、 渋沢丘陵にも動物が出てきており、ヒルもたくさん 出てきており、環境の保全どころか、人が寄ること ができない、入れないような環境になるのではない か。文面では適正な維持管理をしてとありますが、現 実は非常に厳しいのではないのかなと思っておりま すので、動物保護団体との関係もありますが、きちん と調整していかないと、緑豊かで過ごせるものなのか、 うたっているのと現実とのギャップが出てきてしま います。われわれも農業団体ですから一生懸命に対応 していますが、動植物が増えている状況にあります。 この前の植樹祭でもそこの会場にヒルが出てきてお り、人が来るどころか嫌になって来なくなる。いずれ にしても人が住めるような形の中で棲み分けと環境 づくり、自然保護をして頂けたらなと課題として配慮

していただけたらなと思います。

会 長

他にございませんか。

木 村 委 員

交通体系形成の方針の中で、都市計画道路の見直しというのがありますが、この文章表現がわかりづらいですけれども、例えば、私たちの地域でも都市計画道路の計画がありますが、長い間整備されずにそのままというところがあります。文章表現として廃止という言葉も付け加えたらよいのかと感じておりますがいかがでしょうか。

会 長

その辺はいかがですか。

課長補佐(都市計画担当)

都市計画道路の見直しにつきましては、平成22年度第1回の都市計画審議会で見直しの考え方について説明をさせていただきました。結論から言いますと、廃止も含めて検討中でございます。具体的に廃止する条件について県の都市計画課の説明を聞きました。そういった中で変更にあたっては道路構造令との整合、廃止についてもそれに準じた代替路線があるのかどうかというのが検討していく上でのポイントとなる、という話をお聞きしております。現在、見直しの考え方をお出ししている段階でありますが、道路構造令との整合を図るためには、個別の路線について一路線づつ検討していかざるを得ないという状況にあります。一路線づつ変更、あるいは廃止できるか引き続き検証している段階でございます。

会 長

どういう形で検討しているのですか。

課長補佐

現状では庁内の組織を立ち上げておりまして、具

(都市計画担当)

体的な方向性について見通しが立っていない状況で ございまして、その辺のところが見えないと具体的 な表現ができないということです。

会 長

ご質問の内容は10年後に見直しをして決まるのか、 決まらないのかで表現が変わっていくと思いますね。 この10年以内に見直しの方針を決めますよというこ とであれば決めなければならないし、決められない のであれば廃止することを言えないのですから、逆 に書けないですよね。その辺の見極めをしていかな いとマスタープランと総合計画は連動してやってい るわけですから、苦しいでしょうけれどその辺をは っきりさせた方がいいと思いますね。

都 市 部 長

都市計画道路の見直し、都市計画決定がされてから何十年も整備されていないということもございます。ですけれども都市計画道路網というネットで考えております。中々個別路線について交通推計等難しいものがありますが、見直しはするという方向ではおります。その結果としてどうしていくのか、その辺が今のところはっきりしないわけで、都市マスタープランではこのような表現になっております。

会 長

見直しをいつまでもやるということも決められないのですか。それを決めるのがマスタープランだと思いますが、やるのかやらないのか示された方がよいと思います。

浅 羽 委 員

今の話の中で都市計画道路の見直しの中で「交通需要に対して、配置、幅員等を見直します。」とあるので、この都市マスタープランの期間内に見直しはされます。ただし、廃止かどうかは決められないの

で幅員等の中で読み取ればいいと思います。

木 村 委 員

廃止という文言は入れられないのですか。

都 市 部 長

そのことについては検討したいと思います。

会 長

平塚の場合は、年間予算も分かっているし、どの 路線を見直すかは言わないけれども、人口減少して いくし、予算にも限度があるわけだから、人口減少 を前提にしており、これまでの計画と変るのだから、 是非ご検討してください。

他にご質問がなければ次の地区別まちづくりの方 針以下に行きたいと思います。事務局よろしくお願 いいたします。

ま ち づ く り 推 進 課 長 それでは、第5地区別まちづくりの方針と第6のまちづくりの実現に向けて等について説明いたします。まず、地区別まちづくりの方針ですが、地区別まちづくり方針では、全体構想との整合を図りながら、各地区の将来像やまちづくりの方針を定めます。本都市マスタープランでは市内を8地区に区分し、地区ごとにまちづくりの方針を定めます。

本町地区の将来像は、「活力とふれあいに満ちた、 きれいで安全な暮らしよいまち」です。この将来像は、 他の7地区も含め、総合計画基本計画との整合をとり、 設定しました。

本町地区の主な課題は、

- ・本町四ッ角周辺の魅力ある商店街の形成
- ・河原町交差点や市道 10 号線などの交通渋滞の緩 和
- ・水無川、葛葉川など、自然環境資源の保全と活用などがあげられます。

本町地区の主なまちづくり方針について説明します。

土地利用の方針については、秦野駅北口周辺は魅力ある商業地の形成や空き店舗等の有効活用などにより、都市拠点の形成を目指します。秦野駅前通りの道路整備とあわせた沿道利用の検討や、秦野駅北口駅前広場周辺のまちづくりについて検討します。加茂川地区においては、市街化区域への編入及び計画的な土地利用の誘導により、ゆとりがあり、安全性の高い市街地を形成します。工業地につきましては、良好な操業環境を形成するため、土地の有効利用を促進するとともに、環境への配慮を今後も継続します。地区東部の農地等は、生産環境の向上及び保全に努めます。県立丹沢大山自然公園は、潤いづくりの空間として保全・活用を図ります。

交通体系形成の方針につきましては、地区内を連携する生活軸の機能をもつ、都市計画道路曽屋名古木線の整備、(仮称)曽屋西大竹線の計画の具体化を図るとともに、県道705号(堀山下秦野停車場)の整備を促進します。

公園・緑地等の方針につきましては、水無川と河川緑地を水とみどりのふれあい軸として位置付け、市民生活に潤いを持たせる空間の創出を目指します。葛葉緑地は葛葉川ふるさと峡谷として保全するとともに、身近な自然体験ゾーンとして活用します。弘法山とその周辺の森林・里山の散策路等を活用していきます。面的な整備地区では、整備にあわせて身近な公園を確保します。

安全・快適で魅力あるまちづくりの方針については、秦野駅周辺はバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、商業地で新たに整備するところについては、安全性や景観に配慮した歩道の設置や電線類の地中化等を促進します。公共下水道の整備を推

進します。また、浸水対策として、雨水枝線管きょの整備を推進します。

地域特性を活かした景観の創出の方針については、 歴史と伝統を生かした魅力ある景観の創出に努めま す。以上のまちづくりの方針をまとめ、「本町地区ま ちづくり方針図」を作成しています。

南地区の将来像は、「水と緑の恵みを享受し、人が つどい、ふれあい、躍動するまち」です。

南地区の主な課題は、

- 秦野駅南口周辺の拠点的機能の形成
- ・ 今泉地区の利便性が高い住環境の創出
- ・秦野駅南側市街地の利便性の向上、道路網の形成、 交通渋滞の緩和
- ・水無川、震生湖等の適切な保全・活用などです。

南地区の主なまちづくり方針について説明しま す。

土地利用の方針については、秦野駅南口周辺は、地域の生活に密着した商業・業務機能や、新たな周辺開発に対応したサービス機能等の充実、賑わいのある空間の形成を目指します。土地区画整理事業が完了した地区では、地区計画等による魅力ある街並みの創出を図ります。秦野駅南部の今泉地区は、良好な住環境を形成するため、土地区画整理事業を促進します。東名秦野テクノパーク未利用地では、地区計画等による研究開発型企業等の誘致を図ります。渋沢丘陵の自然と調和した、研究開発型産業機能の配置を目指します。営農環境を維持していくための農地を保全するとともに、渋沢丘陵の景観上重要となる斜面緑地の保全に努めます。

交通体系形成の方針については、都市計画道路秦 野駅連絡線の整備を促進します。(仮称) 曽屋西大 竹線の計画の具体化を図るとともに、駅前水無川線 の延伸の検討を進めます。

公園・緑地等の方針については、水無川と河川緑地を「水とみどりのふれあい軸」に位置付け、市民生活に潤いを持たせる空間の創出を目指します。震生湖周辺の散策路、自然学習の場等の整備を促進します。地区内の湧水の保全と活用を図るとともに、市街地内の生産緑地や良好な緑地の保全に努めます。秦野中央運動公園の機能の充実、市民との協働による管理・運営を含む利活用の向上を図ります。また、「カルチャーパーク再編整備構想」に基づく整備を推進します。

安全・快適で魅力あるまちづくりの方針については、利便性の高い魅力ある公共空間を創出するため、バリアフリーのまちづくりを推進します。また、公共下水道の整備を推進します。

地域特性を活かした景観の創出の方針については、潤いのある水辺空間や地域の特徴を活かし、周辺環境と調和の取れた街並み景観の創出に努めます。以上のまちづくりの方針をまとめ、「南地区まちづくり方針図」を作成しています。

東地区の将来像は、「豊かな自然と歴史や文化が 調和した住みよいまち」です。

東地区の主な課題は、

- ・里地里山の保全・再生
- 主要地方道秦野清川線の整備
- ・源実朝公御首塚、東田原中丸遺跡、大日堂等の歴 史的資源の保全

などがあげられます。

東地区の主なまちづくり方針について説明しま す。

土地利用の方針については、延沢地区の基盤整備 が進められている住宅地は、周辺の住環境と調和し た土地利用の誘導に努めます。農家の集落等は、そ の豊かな自然に囲まれた住環境の維持に努めます。 秦野市田原ふるさと公園の活用を推進し、市民の農業に対する理解を深める場を創出します。農業体験等の家族で気軽に楽しむことができる観光農業を、今後も推進します。地区内の農地については、新東名高速道路の整備による影響を勘案しながら、農地の生産環境の保全に努めます。丹沢の山々が育む豊かな自然を維持するため、これらの山林の保全を図ります。

交通体系形成の方針については、主要地方道秦野 清川線等の南北交通の軸となる道路は、利便性と安 全性の向上を図るため、歩道の設置を含め整備を促 進します。バス路線の維持を図り、公共交通の確保 に努めます。

公園・緑地等の方針については、源実朝公御首塚、 東田原中丸遺跡、大日堂等の歴史的資源を保護して いくとともに、歴史的資源とみどりとの連携を図る ことにより活用します。葛葉緑地は、葛葉川ふるさ と峡谷として保全するとともに、身近な自然体験ゾ ーンとして活用します。

安全・快適で魅力あるまちづくりの方針について は、土砂災害等を防止するため、砂防地域や土砂災 害警戒区域等の指定並びに指定地の整備等を進めま す。

地域特性を活かした景観の創出の方針については、 秦野らしい自然や歴史・文化を次世代に引き継いで いくため、里地里山の景観の維持・保全に努めます。 以上のまちづくりの方針をまとめ、「東地区まちづく り方針図」を作成しています。

北地区の将来像は、「豊かで美しい自然と共生し、 穏やかに暮らせるまち」です。

北地区の主な課題は、

・新東名高速道路の整備に伴う、土地利用の適切な

誘導

・新東名高速道路の開通による、地域の分断、土地 利用への影響、大気汚染や騒音等が及ぼす住環境へ の影響の軽減化

などです。

北地区の主なまちづくり方針について説明します。 土地利用の方針については、工業地の北西側に位 置する住宅地は、住宅地としての良好な環境の形成 を促進します。菩提地区南部等の工業地では、良好 な工業地としての土地利用を継続します。三屋地区、 戸川地区、菩提地区等の住宅と工業が共存した地域 では、環境に配慮した市街地の形成を目指し、住宅 と工場の調和を図ります。新東名高速道路の秦野サ ービスエリア (仮称) の周辺地域の土地利用につい ては、農地と住宅地との調和を図るとともに、活力 と交流の拠点づくりなど土地利用の検討を、住民等 の意見を十分踏まえながら行っていきます。新東名 高速道路が整備される周辺地区については、営農環 境や集落地の住環境の保全に努めます。里山ふれあ いセンターや表丹沢野外活動センターを活用した里 地里山の保全・再生に努めます。農業体験等の家族 で気軽に楽しむことのできる観光農業を今後も推進 します。

交通体系形成の方針については、秦野サービスエリア(仮称)のスマートインターチェンジの設置を促進していくとともに、アクセス道路の確保について検討します。生活道路は、新東名高速道路による地域の分断を防ぎ、コミュニティの維持を図れるよう現道の付け替え等の整備を促進します。また、住宅地内の生活に密着した道路は、安全性を確保するための対策に努めます。都市計画道路渋沢駅前落合線へのバス路線確保を目指します。

公園・緑地等の方針については、地区の南側を流

れる水無川とその川辺に整備されている河川緑地を 「水とみどりのふれあい軸」として、市民生活に潤 いを持たせる空間の創出を目指します。

安全・快適で魅力あるまちづくりの方針については、新東名高速道路による大気汚染や騒音等の環境問題については、その防止策等について対策を促進します。土砂災害等を防止するため、砂防地域や土砂災害警戒区域等の指定並びに指定地の整備等を進めます。

地域特性を活かした景観の創出の方針については、 秦野らしい里地里山の景観の保全・創出に努めます。 以上のまちづくりの方針をまとめ、「北地区まちづく り方針図」を作成しています。

大根地区の将来像は、「安全・安心・やさしいまち」です。

大根地区の主な課題は、

- ・東海大学前駅の地域特性を活かした賑わいづくり
- ・公共交通空白・不便地域への対応などです。

大根地区の主なまちづくり方針について説明しま す。

土地利用の方針については、地区内の住宅地は、 低密度住宅地を主体とした良好な住環境を形成しま す。東海大学前駅周辺は、地域住民に密着した生活 サービス機能をもった、賑わいのある空間づくりを 誘導します。営農環境を今後も維持していくため、 農地を保全します。地区の北側に広がる県立丹沢大 山自然公園の豊かな緑地は、保全及び活用を図りま す。

交通体系形成の方針については、県道曽屋鶴巻線・ 平塚秦野線は、歩行者の安全を確保するため、歩道 等の整備を促進します。公共交通空白・不便地域へ の対応のため、乗合タクシーなどの新たな公共交通 の運行を支援します。

公園・緑地等の方針については、弘法山は、地域のシンボルとして、自然環境及び景観的な面から維持・保全を図ります。また、その周辺の森林里山の散策路等の活用を図ります。

安全・快適で魅力あるまちづくりの方針について は、公共下水道の整備を推進します。

地域特性を活かした景観の創出の方針については、 弘法山の自然や歴史等の地域の特性を活かした景観 の創出に努めます。

駅周辺のまちづくりの方針については、商業・業務機能や生活サービス機能をもった都市拠点の形成を基本としながら、大学という地域特性を生かした、学術、研究、文化をテーマとした賑わいのまちづくりを目指します。以上のまちづくりの方針をまとめ、「大根地区まちづくり方針図」を作成しています。

鶴巻地区の将来像は、「水と緑と眺めの美しい、人 にやさしい賑わいのあるまち」です。

鶴巻地区の主な課題は、

- ・鶴巻温泉駅周辺の地域特性を活かした商店街の活性化
- ・県道曽屋鶴巻線などの幹線街路の整備と歩行空間 の確保

などです。

鶴巻地区の主なまちづくり方針について説明しま す。

土地利用の方針については、地区内の住宅地は、 低密度住宅地を主体とした良好な住環境を形成しま す。鶴巻温泉駅周辺は、地域住民に密着した生活サ ービス機能と観光・交流の拠点としての機能を備え た賑わいのある空間づくりを誘導します。営農環境 を今後も維持していくため、農地を保全します。

交通体系形成の方針については、都市計画道路曽

屋鶴巻線は歩行者の安全を確保するため、歩道等の整備を促進します。公共交通空白・不便地域への対応のため、乗合タクシーなどの新たな公共交通の運行を支援します。

公園・緑地等の方針については、おおね公園は、 スポーツ・レクリエーション施設として維持・活用 します。また、周辺の河川は、おおね公園を核とし て、散歩等の楽しめる花のある水辺づくりを進めま す。

安全・快適で魅力あるまちづくりの方針については、浸水対策として、大根川ポンプ場及び雨水枝線管きょの整備を推進していきます。また、鈴川の河川改修、並びに新たに開発行為等を行う場合には、調整池や浸透施設等の設置を促進します。

地域特性を活かした景観の創出の方針については、 自然豊かな山々や里地、里川、史跡等の歴史資源や 温泉地という地域特性を活かした景観の創出に努め ます。

駅周辺のまちづくりの方針については、地域住民への商業・業務機能や生活サービス機能をもった都市拠点を形成します。公営源泉を生かし、ゆとりや健康をテーマとした施設づくりやまちづくりを進めます。また、市民が交流できる調和のとれたまちづくりを目指し、鶴巻温泉街の再生・活性化を図ります。駅周辺では、住環境等の保全を図るため生活環境への影響に配慮したまちづくりを進め、駅南口では、駅利用者の利便性向上と人々の憩える空間をもつ駅前広場の整備に努めます。以上のまちづくりの方針をまとめ、「鶴巻地区まちづくり方針図」を作成しています。

西地区の将来像は、「豊かな自然環境を維持し、四季を感じることができる美しい町並みのあるまち」「活気あふれる商店街のあるまち」です。

西地区の主な課題は、

- ・渋沢駅周辺における都市機能の充実
- ・公共交通空白・不便地域への対応
- ・丹沢・渋沢丘陵や四十八瀬川、水無川等の自然環境資源の適切な保全・活用

などです。

西地区の主なまちづくり方針について説明します。 土地利用の方針については、渋沢駅周辺は、地域 住民への生活サービス機能や通勤者への商業・業務 機能をもった都市拠点の形成を目指します。また、 渋沢駅南口地区については、地区計画による魅力あ る街並みの創出を図ります。駅周辺の住宅地は、生 活に密着したサービス施設の立地により、駅に近接 した利便性の高い住宅地としての土地利用を継続し ます。地区の南側に広がる渋沢丘陵の良好な自然と 調和した、研究開発型産業機能の配置を目指します。 新東名高速道路が整備される周辺地区については、 営農環境や集落地の住環境の保全に努めます。地区 の北側の農地では、農業体験等の家族で気軽に楽し むことのできる観光農業を今後も推進します。丹沢 大山国定公園の豊かな緑地、渋沢丘陵の景観上重要 となる斜面緑地の保全に努めます。

交通体系形成の方針については、都市計画道路渋沢小原線については、都市計画道路厚木秦野道路の整備時期に合わせた整備を目指します。また、新東名高速道路による地域の分断を防ぎ、コミュニティの充実を図れるよう現道の付け替え等の整備を促進します。公共交通空白・不便地域への対応のため、乗合タクシー等の新たな公共交通の運行を支援します。

公園・緑地等の方針については、水無川とその川 辺の河川緑地を、「水とみどりのふれあい軸」と位置 付け、市民生活に潤いを持たせる空間の創出を目指 します。県立秦野戸川公園は、丹沢の自然や周囲の 田園風景を取り込み生かしつつ、さまざまな自然体 験、スポーツ交流ができる公園として整備を促進し ます。四十八瀬川は、川辺やその周辺をゆとりと潤 いを与える地区のシンボル的な空間として、良好な 水辺環境を保全し、親水空間としての整備及び活用 を図ります。

安全・快適で魅力あるまちづくりの方針については、公共下水道の整備や浸水対策として、雨水枝線管きょの整備を推進します。渋沢駅は、公共公益施設や商業・業務施設等が立地する本市西部の生活拠点となっていることから、利便性の高い魅力ある公共空間の維持に努めます。

地域特性を活かした景観の創出の方針については、 里地里山や水辺、八重桜などの観光資源等の地域特性を活かした景観の創出に努めます。以上のまちづくりの方針をまとめ、「西地区まちづくり方針図」を 作成しています。

上地区の将来像は、「自然を守りつつ、人とのふれあいを大切に、魅力と活力に満ちたまち」です。

上地区の主な課題は、

- ・地域コミュニティの維持
- ・公共交通空白・不便地域への対応などです。

上地区の主なまちづくり方針について説明します。

土地利用の方針については、国道 246 号の沿道の 市街地は、住宅地を基本としつつ、サービス施設が 立地する土地利用とします。自然環境資源や遊休農 地の利活用による地域振興を図るため、花畑の設置 や農村体験等の家族で気軽に楽しむことのできる観 光農業の促進を図ります。また、新東名高速道路が 整備される周辺地区については、営農環境や集落地 の住環境の保全に努め、地域住民や関係機関等との 土地利用の検討を図ります。地域コミュニティの活性化を図るための制度の拡充・創設を目指します。

交通体系形成の方針については、新東名高速道路 による地域の分断を防ぎ、コミュニティの充実を図 れるよう、現道の付け替え等の生活道路の整備を促 進します。公共交通空白・不便地域への対応のため、 新たな公共交通の導入を検討します。

公園・緑地等の方針については、四十八瀬川は、 川辺やその周辺をゆとりと潤いを与える地区のシン ボル的な空間として、良好な水辺環境を保全し、親 水空間としての整備のあり方を検討します。

地域特性を活かした景観の創出の方針については、 里地里山や水辺などの観光資源等の地域特性を活か した景観の創出に努めます。以上のまちづくりの方 針をまとめ、「上地区まちづくり方針図」を作成して います。

「まちづくりの実現に向けて」を説明します。

市では、平成12年にまちづくり条例、平成18年に景観まちづくり条例を施行し、市民のみなさんの自主的なまちづくりに対する支援制度等の整備を行ってきました。これらの制度を活用し、本市では、まちづくりの基本的な理念である「協働によるまちづくり」を推進します。まちづくりにおいては、市民、事業者、市がそれぞれの役割を明確にし、協働によるまちづくりを推進します。

市民の役割は、

- ・まちづくりに主体的に取り組んでいただくこと
- ・市が行うまちづくり施策に積極的に協力していただくことです。

事業者の役割は、

- ・周辺環境への負荷を軽減するための配慮をすること
- ・市が行うまちづくり施策へ積極的に協力すること

です。

市の役割は、

- ・総合的なまちづくり施策を立案し、推進すること
- ・市民によるまちづくりへ支援することです。

より良いまちづくりを実現するためには、市民自らが主体となってまちづくりに取り組んでいただくことが重要です。市では、市民が主体となって進めるまちづくりを支援します。具体的には、「協働による地域のまちづくり計画の策定」や「まちづくりのルールづくり」などの活動に対する支援、「まちづくり情報の提供」や「市民への啓発活動」を進めていきます。

市では、条例による協働のまちづくりの仕組みを 定めました。このような仕組みを活用し、市民、事 業者、市が協働してまちづくりを進めます。平成12 年7月から施行した「秦野市まちづくり条例」では、 その地域のまちづくりの指針となる「地域まちづく り基本構想」を策定しようとする「地域まちづくり 推進協議会」に技術的な支援をすることや、「地域ま ちづくり基本構想」を実効性のあるものとするため、 「地域まちづくり協定」や「建築協定」、「地区計画」 など地域独自のルールを取り決めることについて定 めています。平成18年4月から施行した「秦野市景 観まちづくり条例」では、市民、事業者、行政の協 働による景観まちづくりを推進する多くの制度が設 けられています。この制度では、市民、事業者、行政 が行なう景観まちづくり活動に対し、主に技術的な アドバイスを行なう「景観まちづくりアドバイザー」 制度などの市民サポート型制度や、景観まちづくり の推進に貢献した個人・団体等の取組みや、景観ま ちづくりの推進に寄与した建築物等を表彰する市民 周知型制度を設けています。

都市マスタープラン改定の進め方について説明し

ます。

都市マスタープランの改定素案は、本市の総合的な施策の上位計画である「秦野市新総合計画」、本市の都市計画の上位計画である「秦野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、「ボイス・オブはだの市民会議」による「市民計画案」や地域住民が主体となって策定した「地域まちづくり計画案」に示された目標など、これらを都市計画の視点で整理し、「都市マスタープラン改定検討委員会」においてご検討頂き、改定素案を作成しました。この改定素案の地区別説明会を開催しました。

今後も、6月15日まで、この改定素案に対する市 民の皆さまの意見をお伺いした後、再度、「都市マス タープラン改定検討委員会」においてご検討頂き、 当審議会でご審議をいただき、都市マスタープラン を改定することとなります。

概要説明が大変長くなりましたが、以上で都市マスタープラン改定素案の説明を終わります。

会 長

地区別まちづくりの方針以下の内容について事務 局の説明が終わりました。ご質問等がございました らお願いいたします。

会 長

鶴巻地区と大根地区を分けた理由は何ですか。

課長補佐(都市計画担当)

前回の都市マスタープランでは今の大根地区と鶴 巻地区は一緒でございました。今回の改定にあたり まして総合計画の中で地域特性を明らかにすること だったように聞いているのですが、大根地区と鶴巻 地区を分けるということで総合計画の地域まちづく り計画を分けることになりました。都市マスタープ ランにおいても駅周辺のまちづくりのあり方が違う という認識を持っております。そういったこともご ざいますので、都市マスタープランにおいても地区 を二つに分けました。

和田委員

まちづくり方針の中で土地利用のところですが、 農地の保全というところがありますが、山間地においては先ほど古谷委員も述べておられましたが、鳥 獣害、高齢化、担い手がいないということで荒廃農 地が増えているわけでございますが、そういった農 地をどのように利用していくのか。それぞれ関係機 関でも検討しているわけでございますが、有効な土 地利用方法が示されればと思います。

会 長

事務局いかがですか。

都 市 部 長

お答えになっているかどうか分かりませんが、市 街化調整区域で人口減少が著しい地域があります。 市内全体の人口構成をみますと、特に上地区におい ては高齢化が進行しております。準限界集落と言わ れる 55 歳以上が 50%を超えており、このままでいく と限界集落、その先は消滅集落になっていくのでは ないかと思います。荒廃農地が発生するのも人口減 少といったことも背景にあるからだと思います。地 区懇談会においても人口減少による問題でバス路線 が撤退ということも起こっております。他の地区に つきましては市内全体の人口構成とそれほど変わり ません。上地区だけが高齢化が進んでおります。上 地区については何らかの活性化策を講じなければい けない、その中には農地、観光、環境、開発許可制 度といったものを、特に具体的な都市計画法による 例外許可を今後検討していきたい。ただ、この例外 許可制度だけでは中々定住と言うものは難しいもの で、それに併せた形で定住支援策、農地の利用計画 といったものとのコラボを考えていきたい。これに

ついては、条例改正も必要ですので、事前に議会に 御相談をしていきたいと考えておりますので、その 節にはよろしくお願いいたします。

会 長

他にございませんか。

髙橋捷治委員

改定素案の 75 ページの第6のまちづくりの実現に向けての中で、市民の役割とありますが、その中で市民の責務という表現がありますが、事業者や市では責務と言うのはわかりますが、市民に対して責務という表現は上から目線という感じがします。「市民の責務」と言う表現だけでも見直してほしいと思います。

都 市 部 長

ご意見よくわかりました。もう一度検討させてい ただきたいと思います。

西山委員

全体を通してということでよろしいでしょうか。 地区計画の中に防災避難拠点としての部分があれば いいのかなという気がします。今回震災ではお寺や 神社が避難所として使われていましたので、各地区 でそのような場所が明確になればいいのかなという 気がします。

会 長

事務局いかがですか。

課長補佐(都市計画担当)

ご意見として参考にさせていただきます。

会 長

他にいかがですか。

小 菅 委 員

西地区と上地区の方針の中で、四十八瀬川の表現 が異なっているのはなぜですか。 都 市 部 長

確かに二つの地区で表現が異なっております。これについては地域住民が主体となって策定した地域まちづくり計画案に基づいて作成した関係上、表現が異なっていると思いますが、その表現の整合性について検討したいと思います。

小 菅 委 員

先ほどから具体的にとみなさんが述べておられますが、清流と言われている四十八瀬川に生活雑排水が流れ込んでいるので、それを改善するような文言をいれていただければと思います。小田急線のそばにある橋の堰堤まで鮎が登るのだが、そこから先が 行けず止まってしまうという現状である。大したお金をかけずに溯上することができるので、それについても検討していただきたい。

髙橋捷治委員

上地区のまちづくりの方針だけ地域コミュニティ の活性化という表現がありますが、ここだけコミュ ニティと言う表現が使われているのはなぜでしょう か。

都 市 部 長

先ほどから申しあげているように上地区については人口減少が著しい、平成11年がピークで約2,800人でした。今は、約2,500人で300名ほど減っている。特に以前は20人ほどの減少でしたが、ここ数年は40人ぐらいのペースになってきている。里地、里山、里川を維持できなくなる、荒廃農地が増えていく、周辺の自治会といった活動ができなくなるようなことを総称して地域コミュニティという表現にさせていただいたということでよろしいでしょうか。

髙橋捷治委員

地域の活性化でもよいのでは。コミュニティという言葉だと本町地区の町内会もコミュニティでいい わけだし、生活していく上で人との関わりもコミュ ニティと言えるわけだから、上地区は特別なんだということを強調したいのであれば、「上地区の地域の活性の活性化?」でよろしいじゃないでしょうか。 コミュニティという言葉を敢えて入れる必要があるのかな、誤解されるかなと言う気がします。

都 市 部 長

確かに全編を通して、言葉遣いについて不明な部分もあるかと思います。今回のコミュニティということが適正なのかどうか、検討いたしますのでよろしくお願いいたします。

浅羽委員

全体の中で農地の保全、農地の環境を守るといった言葉が非常に目立ちますが、言葉で書くのは簡単でございますが、これは非常に難しいもので都市計画の大きな目標で農林漁業との調整が大きなテーマであります。多分農政サイドが書き込まなくてはいけないものもあろうかと思いますが、もう少し書き込めないのかなと思いがありました。上地区のコミュニティのことがありましたが、これは都市計画の制度を意識した書き方になっているのかなと思っていますので、その辺の制度面での説明を少しでもしていただければ分かりやすくなるのかなと言う気がしました。全般的に工夫をされた方がよいかと思います。

諸星富夫委員

コミュニティという言葉について、総合計画の中でもコミュニティの問題は一つの課題として取り上げられておりまして、端的にコミュニティ組織のあり方といいましてもまちづくり委員会だとか自治会だとかそういうことを例題として挙げておられて、コミュニティという言葉を使っているんですけれども、ご指摘されたようにコミュニティと言うのは触れあいとか地域の相互関係といったことを言うので

すから、もっと丁寧に使わなくてはいけないなと言う気がしました。この計画もそうでしょうけど、コミュニティ組織を具体的にどうするのか、コミュニティ組織がどういう組織で位置付け定義付けしていくかが大事だと思います。それを意識して使っていかないと後で誤解が生まれるかと思います。それから責務と言う言葉ですが、協働という言葉が独りをきせたら困るというわけですけど、どの団体かどうともあるというわけですよね。ボランティアかもしれないし、自治会かもしれない。そういうことがあるわけですから言葉についてももう少し総合計画と整合を取りながら慎重にしていただければと思いました。

会 長

私の方からよろしいでしょうか。最初の本町地区 のところに歴史と伝統を感じるまちとありますが、 下の具体的なところには何も触れていないですけれ ども、先ほどの西山委員のお話でも商店街の中に歴 史的な建物があるとありますが、これをどうするの か、全国的にはそういうものを軸にまちづくりをし ていくという傾向にありますので、かなり難しいと は思いますが、歴史と伝統を感じると言っているの で、まちづくりに活かすとか、検討するといった風 に触れた方が良いかと思います。歴史と文化が弱い という気がします。もう少し全体のバランスを総合 計画で相当苦労して書いているので、地区別まちづ くりの方針も併せて書いた方がよいかなと言う気が します。多分市民の方からも意見が出るでしょうか ら、これだと地区の方も納得しないのかなと言う気 がします。後、総合計画で気付かなくて申し訳なか ったけれども、秦野市の地区割りはすごく不思議で すよね。多分河川で分けているのですかね。こんな

細くエリアが入っていて、マスタープランを検討するのはおかしいような気がします。全体でみると秦野市は周囲が緑で囲まれていて、真中に市街地があって、そこに4駅が配置されているという構造である、本当は市民の方も生活意識もそうじゃなら環境を考えると河川があって両サイドのまちづくりという考え方をした方がいと思いますが、もう間に合わないですけれども、その辺が先ほどの書き方にらわないですけれども、その辺が先ほどの書き方にも同じ川(四十八瀬川)を右と左で書き分けるというと思いないでしょうけれども、東海大学前駅と鶴巻温泉を分けたように中心市街地を取り上げなが書きなるかと思います。

都 市 部 長

地区の定め方についてお答えさせていただきたいと思います。この地区と言うのは川と言うことではなく、旧の行政境が基本となっております。今、会長が言われるように東・北・西・上地区の北部は丹沢大山国定公園のエリアに入っておりますので、それを一つのエリアと考えた方が考えやすい、中は市街化と市街化調整区域で分けるというのも一つの考え方と思います。これは今後のひとつの検討課題にさせていただきたいと思います。それと景観につきましては、今回の景観形成基本計画の見直しをしております。そちらの方には一生懸命書いたつもりではございますが、こちらは表面的になっているのでそういったこともございます。

古谷委員

ちょっとよろしいでしょうか。地区別まちづくりの方針の中で各地区箇条書きとなっていますが、東地区だけ丁寧に文章になっているのは、何か意図があってのことでしょうか。東地区をもう少しコンパ

クトにまとめることは出来ないのかなと言う気がします。

課長補佐(都市計画担当)

ここは総合計画の地域別計画からきているもので ございますので、各地区の思いということでご理解 をいただきたいと思います。

古谷委員

分かりました。

会 長

どうしても都市マスタープランはハード中心で、 最近は市民参加とか協働ということも入ってきており、書き方が難しくなっておりますけれども、これ で終わりではないので次回もありますのでそこでも 意見を言っていただければと思います。

西山委員

先ほど苦言を呈して、具体的な目標を掲げないと 実行に移されにくいと申しあげましたが、前回の都 市マスタープランで色々お書きになって、この10年 間でどれぐらい実行されたのか、というような資料 はありますか。私は都市計画審議会委員になって3 年足らずですから、市民としての認識はありますが、 行政の仕組みとか分かりませんのでこのマスタープ ランが具体的に古き良き伝統的な建物や空間をどう やったら維持していくのか非常に厳しい認識を持っ ており、それは時間とともに薄れていくのではない かと、あるいは早く手をつけないとそういった建物 や地域がなくなるのではないか、保全すべき具体的 な施策をきちんと提案すべきではないかと思います。 そのために僕が知る手だてはマスタープランが 10 年前に出来た時と比べてどのように効果があったの か、民間の企業と同じように目標を作って、目的は 掲げられて安く、行うだけという危惧を抱いており ます。そのようなデータがあれば、見せていただい

て次の 10 年の計画に参考にして、知恵を巡らせていただきたいと思います。

課長補佐(都市計画担当)

事前に配布致しました「都市マスタープランの進 ちょくについて」で計画の進ちょくについてこのよ うな形では整理しております。

西山委員

伝統の景観では特に書いていないのですか。

都 市 部 長

景観につきましては、10年前では多少触れられていますが、項目だしはしておりません。このあとに平成 15年に景観形成基本計画、17年に景観まちづくり条例といったものが動き始めております。景観という視点では今回の都市マスタープランにきちんと書き込みを始めたという状況にあります。建物の保全について書いたらどうかとご意見をいただいておりますが、この都市マスタープラン自体が全てのことを書くということは困難でありまして、その他にも景観形成基本計画といった別に作っているのもございますので、そういったところでご理解いただきたいと思います。

会 長

総合計画のところで目標については非常に厳しく数値とか項目について厳しい意見が出まして、それについてのデータを出させまして総合計画ではそのデータを基に議論を重ねています。総合計画では実行が何%出来たのかとかチェックをかけて新総合計画に反映させています。あれが公表できるかどうか知りません。

浅 羽 委 員

都市マスタープランのような計画では数値をデータとして出すのは難しいもので、総合計画と違い、 この計画は都市計画の分野からのアプローチになり ますので、都市計画の仕組みでどうやってできるのだろうか、どのように書き込みをしなければいけないのだろうか、多分そのようなジレンマがあるかと思います。その中でも震災対策とかいろいろな対策がありますから、土地利用の面ですとか道路の配置の面ですという理屈の中で運営していくかだと思いますので、そういうことをチェックしていただいて、災害に強い街づくりにするにはどうしていくのかということを少し書き込みしていくとつながっていくということを少し書き込みしていくとつながっていくと思います。これは都市分野ですので限界はありますので、それ以外については控えた方が良いかと思います。

会 長

他にございませんか、なければ次回以降の付議予 定案件についてお願いいたします。

ま ち づ く り 推 進 課 長 それでは、次回以降付議予定案件についてご説明いたします。次回以降の付議案件につきましては、毎年審議をお願いしております「生産緑地地区の変更」と「秦野都市計画公園 6・5・1 号秦野中央運動公園の変更」を予定しておりますが、本日は「秦野中央運動公園の変更」の概要についてご説明いたします。なお、本日は事業担当課の公園課の職員を同席させております。

秦野中央運動公園は、小田急秦野駅から約2.5km、 渋沢駅から約1.5kmと市街地のほぼ中央に位置しています。公園の区域は東西方向に約700mと帯状の 形態になっており、公園の北側には、幅員12mの都市計画道路水無川右岸線、西側には、幅員18mの都市計画道路堀西羽根線が整備されています。次に、 秦野中央運動公園の都市計画決定の経緯についてご説明いたします。秦野中央運動公園は昭和44年3月に面積10.4~クタールで都市計画決定されました。 その後、昭和61年2月に総合体育館、図書館、駐車場などの整備を図ることを目的に、公園区域を5.1~クタール拡張し、全体として15.5~クタールとすることを内容とする都市計画変更をいたしました。平成13年12月には、市民の休養、スポーツ・レクリエーションの活動、自然・文化とのふれあいなどの場を確保することを目的に、公園区域を0.9~クタール拡張し、全体として16.4~クタールとすることを内容とする都市計画変更をいたしました。中央運動公園の主な施設の概要ですが、野球場、陸上競技場、水泳プール、テニスコート、総合体育館などを中心とした運動施設、教養施設であります図書館など、市民がスポーツ、文化活動を行う施設を整備しております。

次に、今回変更する区域ですが、中央運動公園の 南西部に隣接する既存の文化会館と南部及び東部の 緑地を区域に加えます。このため、秦野中央運動公 園の区域を1.4~クタール拡張し、全体として17.8 ヘクタールとなります。区域を拡張する理由ですが、 本市では、平成22年6月にカルチャーパーク再編整 備構想を策定し、この構想に基づき、秦野中央運動 公園に文化会館を含め一体的に再編整備することに より、防災機能を備え、ニュースポーツ等の振興に よる多くの市民が利用できる公園として機能充実を 図り、また、区域南側の緑地については、地権者か ら用地を取得できる見込みとなったことから公園の 憩いの場としての活用を図るとともに、区域東側の 緑地については、道路が整備され道路と公園の区域 が明確になったことにより、本公園区域を拡張変更 するものです。

次に、カルチャーパーク再編整備構想に基づく、 再編整備の基本的な考え方ですが、1つめは、バリ アフリー新法への対応です。平成18年12月20日に

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」 が施行され、都市公園の新設・改良時にはバリアフ リー化が義務付けられました。2つめは、利用者へ の配慮です。公園利用者の安全確保、利用者の動線、 駐車場配置の見直し、ニュースポーツ施設の整備を していきます。3つめは、防災機能の向上です。一 時避難地と支援活動拠点を分かりやすい配置と活動 しやすい動線とすべく整理をおこないます。4つ めは、景観・修景への配慮です。樹木の植栽及び既 存樹木の管理を行い、防犯面、景観面、日照条件の 改善等公園の魅力向上を図ります。具体的には、ニ ュースポーツ広場や平和の広場、湧水広場、水とバ ラの広場、多目的広場等の整備や、公園区域内に4 箇所の駐車場の整備を行います。また、公園利用者 の安全確保のため、パサデナ通りの園路化を図るこ とや、歩行者通路と並行してジョギング走路の整備 をしていきます。また、防災機能の充実について、 一時避難地と支援活動拠点を、「空間」、「物資・水」、 「情報」において、分かりやすい配置と活動しやす い動線とすべく整理をおこないます。秦野市地域防 災計画において、総合体育館が災害時の避難所とな っていることから、総合体育館がある公園(パサデ ナ通り)の南側を支援活動拠点ゾーンとし、物資の 受入れ・荷捌きスペース、飲料水供給拠点及び自衛 隊設営拠点等、防災機能を備えた公園として機能向 上を図っていきます。なお、この案件は、公園の区 域面積が10ヘクタールを超えるため県決定となりま す。最後に、今後の予定ですが、都市計画説明会を 6月20日に開催する予定であり、本審議会でご審議 いただく時期につきましては、秋頃になるものと考 えております。以上で、次回以降付議予定案件につ いての説明を終わります。

会 長

これについてご質問・ご意見等はございませんか。 次に「その他」ですが、何かございますか。

課長補佐(都市計画担当)

次回の開催予定ですが、秋頃に都市マスタープラン、秦野中央運動公園の都市計画変更、生産緑地について御審議いただく予定でございます。具体的な日程等は定まっておりませんので、日程が定まり次第、開催の1か月前までにはお知らせする予定でおりますので、御承知おきいただきたいと思います。以上でございます。

会 長

最後に皆様から何かございますか。

会 長

これをもちまして、本日の審議会を終了します。 御協力ありがとうございました。